

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月19日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「室長（京都こどもモノづくり事業企画推進室長を除く。）」を「室長（学力向上推進室長，京都こどもモノづくり事業企画推進室長及び発達障害支援室長を除く。） 小中一貫教育推進室副室長」に，「総務人事係長及び企画労務係長」を「総務人事係長，企画労務係長及び人事給与担当の担当係長」に改め，同表図書館の項中「室長 副室長」を削る。

附 則

この規則中別表教育委員会事務局の項の改正規定は公布の日から，その他の改正規定は平成20年6月30日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)